

令和8年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱を次のとおり制定します。

令和7年6月6日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

令和8年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

2 通学区域

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の通学区域は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

3 志願資格

附属中学校に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、原則として平成25年4月2日から平成26年4月1日の間に出生した者で、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が市内に住所を有し、入学後も引き続き市内から通学することが確実な者とする。ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- （1）小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程を令和8年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- （2）文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月31日までに修了する見込みの者
- （3）外国において、学校教育における6年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者

4 志願手続

（1）志願範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に入学を志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

（2）志願方法

志願者は、指定されたウェブサイト上で志願手続を行い、入学願書、調査書等の出願書類を志願先の附属中学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

（3）入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する方法により事前に納入する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

(4) 出願期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月5日（月）までとする。また、出願書類の提出期間は、令和8年1月6日（火）から同月8日（木）まで（当該期間内の消印があるものを受け付ける。）とする。

5 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査を行う。
- (2) 海外からの移住者等を保護者とする志願者の検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

6 検査期日

検査期日は、令和8年2月3日（火）とする。

7 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

附属中学校の校長は、前記5に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受検者については、適性検査や参考にできる資料を活用して、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表の期日

合格発表の期日は、令和8年2月10日（火）とする。

8 入学許可

- (1) 入学許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 附属中学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

9 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 附属中学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。
- (3) 入学者に欠員が生じたときは、附属中学校の校長は、選考結果が合格者の次の順位の者から速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てるものとする。

10 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。